

事務所だより

第181号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

マイナ保険証への移行と会社の対応

「資格情報のお知らせ」が届く

令和6年12月2日以降、健康保険証がマイナ保険証へと移行します。協会けんぽでは、9月9日から既加入者に対して「資格情報のお知らせ」の送付を行っています。

この「資格情報のお知らせ」は、令和6年12月から健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号の確認等に用いるもので、一部は被保険者が携帯しやすいよう切り取って利用可能なレイアウトの紙製カード（図1）となっています。

特定記録郵便で会社へ送付されてきますので、届いたら各被保険者に配付等してください。なお、12月2日以降の新規加入者には、資格取得時に送付されてくることとなります。

ます。

従来の被保険者証

マイナ保険証に移行した後も、現行の保険証がすぐに使えなくなるわけではありません。そのため、令和7年12月1日までに退職する従業員からは、従来どおり保険証を返納してもらってください。

マイナ保険証を

持っていない加入者

新規加入者には、12月2日以降、資格取得届などによる本人からの申請に基いて、会社を経由してマイナ保険証を持つていない加入者に「資格確認書」（図2・イメージ）が発行されます。

既存の加入者については、令和7年12月2日までに協会

けんぽが必要と判断した人に対して「資格確認書」発行されます。

なお、「資格確認書」も従来の被保険者同様に、有効期限内に退職したときは会社へ返納してもらう必要がありますので、退職手続時にあわせて回収してください。

【イメージ】

紙製カード型

（図1）

資格情報のお知らせ	
記号 12345678	番号 1234567 校番 01
氏名	佐藤 太郎
生年月日	平成元年 10月 1日
資格取得年月日	令和 2年 1月 1日
保険者番号	12345678
保険者名称	全国健康保険協会〇〇支部

（図2）

健康（保険）資格確認書	
本人（被保険者）	令和6年12月2日交付
記号 00000000	番号00 (校番)00
氏名	協会 太郎
生年月日	平成元年 5月10日
性別	男
資格取得年月日	令和6年12月2日
有効期限	令和11年11月30日
保険者番号	9999999999
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部
保険者所在地	〇〇市〇〇町9-9-99

最低賃金が改定されました

京都府は1058円

京都府最低賃金は令和6年10月1日から時間額1,058円が適用されます。

京都府最低賃金を時間額で定めることとなった平成14年度以降で最も高い引き上げ率（対前年度4.96%）です。

最低賃金を

適用する労働者

最低賃金は、正社員はもちろん、パートやアルバイトを含むすべての労働者に対して適用されますが、一部例外があります。

使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件に、個別に最低賃金の減額の特例が認められており、その対象者は次の方です。

- ・精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- ・試の使用期間中の方
- ・基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方

る方のうち厚生労働省令で定める方

- ・軽易な業務に従事する方
 - ・断続的労働に従事する方
- 都道府県労働局長の許可を受けずに最低賃金以下の賃金を支払うことはできません。

最低賃金の

対象となる賃金

この最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本給はもちろん、手当も対象となります。

最低賃金の算出時に総支給額から除外できる賃金は、次の6項目です。

- ・精進手当
- ・時間外、休日、深夜割増賃金
- ・通勤手当
- ・家族手当
- ・1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ・臨時に支払われる賃金（慶弔見舞金、結婚手当など）

事業場の定義

事業場の適用範囲は、一つの事業場であるか否かは主として同一の場所が離れた場所かということによって決定すべきであり、同一の場所にあるものは原則として一つの事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場とされています。

例外としては、場所的に分散しているものであっても就労先の規模が著しく小さく、組織的な関連や事務能力等を勘案して一つの事業場という程度の独立性が無いものは、直近上位の機構と一括して一つの事業場として取り扱うと

されています。

つまり、勤務先となる駅の小さな売店が滋賀県内であっても、労働者が所属する直近上位の支店が京都府内にあれば、京都府の最低賃金が適用されることになります。

最低賃金の周知義務

最低賃金の周知については、最低賃金法と最低賃金法施行規則で定められており、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲、最低賃金額、参入しない賃金及び効力発生日を常時作業場の見えやすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。

『全国労働衛生週間』の二

75回目の

全国衛生週間

令和6年度全国労働衛生週間です。9月1日から9月30日まで準備期間として取り組んできました。10月1日から10月7日までの本週間は、今年度のスローガンをもとに、事業場での労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の大切さを再確認し、積極的に健康づくりに取り組んでいきたいと思います。

推してます
みんな笑顔の
健康職場

全国労働衛生週間に実施する事項

1. 事業者や総括安全衛生管理者による職場巡視
2. 労働衛生旗の掲揚、ス

ローガンなどの掲示

3. 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
4. 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など、緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
5. 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

10月の労務手続
「提出先・納付先」

1日～7日

○全国労働衛生週間実施期間

10日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

○31日
労働者死傷病報告の提出

（休業4日未満、7月～9月分）
「労働基準監督署」
○労働保険料の納付（延納第2期分）（口座振替を利用しない場合）

「郵便局または銀行」
○健保・厚生保険料の納付
「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
「年金事務所」
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」

編集後記

10月から郵便料金が上がりました。定型郵便物（50g以内）は一律料金になり、切手が一種類でわかりやすい反面、郵便離れがさらに加速しそうです。（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-503
TEL・075-611-5300
FAX・075-644-6922
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com



必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

京都府最低賃金は令和6年10月1日から

時間額 **1,058** 円 (50円引上げ)

最低賃金制度とは？

京都府最低賃金（地域別最低賃金）は、セーフティネットとして、京都府内のすべての使用者及び労働者に適用されます。
パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態の別なく適用されます。
なお、特定の産業については、京都府最低賃金より高い金額で、特定（産業別）最低賃金が定められている場合がありますので、京都労働局ホームページをご確認ください。

最低賃金を引き上げるための支援策はあるの？

厚生労働省では、最低賃金引き上げを支援するための制度をご用意しております。
詳細は、下記二次元バーコードからご覧ください。

①賃金引き上げ特設ページのご案内

業務改善助成金、キャリアアップ助成金、ものづくり・商業・サービス補助金等の支援策を紹介しています。
また、賃金引き上げに向けた取り組みの具体的事例を紹介しています。



②年収の壁・支援強化パッケージのご案内

勤務する方が「年収の壁」を意識せず、希望どおり働くことができる環境を支援するための、「106万円の壁」への対応、「130万円の壁」への対応、「配偶者手当」への対応を紹介しています。



③京都働き方改革推進支援センターのご案内

働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、社労士等の専門家が、中小企業事業主からの労務管理上の相談に応じています。

